

（年少者用補助乗車装置等）

**第32条** 年少者用補助乗車装置取付具（「ISOFIX取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。）、「ISOFIXトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）、「ローアテザーアンカレッジ」（年少者用補助乗車装置に備える回転防止装置（後方への回転を制限することを目的とした回転防止装置に限る。）を固定するために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。）をいう。以下同じ。）の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第2項の告示で定める基準は、協定規則第145号の規則5.及び6.に定める基準とする。ただし、年少者用補助乗車装置取付具を備えた自動車（第5条第1項第4号から第6号までに掲げる場合以外の場合における自動車に限る。）について座席（年少者用補助乗車装置取付具が備えられたものに限る。）を取り外す改造をした場合又は保安基準第22条の5第1項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第145号の規則5.3.の規定は適用しないものとする。

2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第129号の規則4.、6.及び7.に定める基準とする。ただし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものに取り付けられるものにあつては、協定規則第170号の規則5.、7.及び8.に適合するものであればよい。